

## ウェブサポート 2-4 民事調停・家事調停

ここでは、裁判所で行われる民事調停と家事調停について補足説明を加える（調停の概括的な説明は、本書 34 頁）。

### (1) 民事調停

#### ・制度の概要

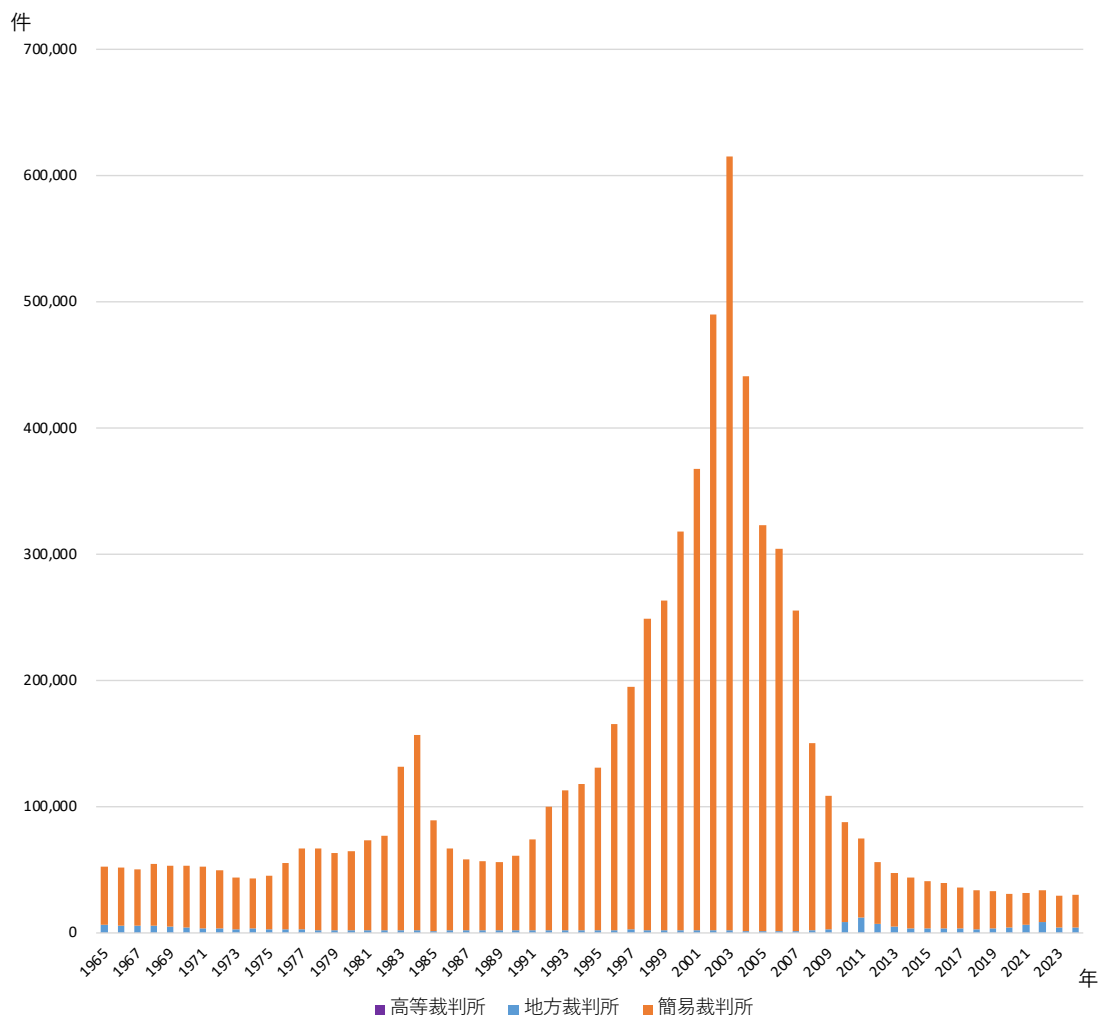
民事調停では、裁判官である調停主任 1 名と、一般市民から選ばれた調停委員 2 名（以上）からなる調停委員会が事件ごとに組織され、この委員会の仲介によって当事者の合意に基づく解決が目指される（本書 35 頁を参照）。調停委員の任期は 2 年で、2025（令和 7）年 4 月現在での民事調停委員の員数は 7,729 人である（日本調停協会連合会ウェブサイトによる）。調停手続の詳細については、裁判所のウェブサイト動画による解説も用意されているので（[https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui\\_minzi/minzi\\_25\\_01/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_25_01/index.html)），具体的なイメージをつかみたい場合はそちらを参照していただくのがよいだろう。

#### ・利用状況

民事調停の新受件数は、時代や制度の変化の影響を大きく受けている。次頁の【図 2-4-1】に、1965（昭和 40）年以降の民事調停の新受件数の推移を示しておいた。2024（令和 6）年は、簡易裁判所で 2 万 6278 件、地方裁判所で 3893 件、高等裁判所で 40 件となっており、グラフにみられるように大多数が簡易裁判所で行われている。

2000（平成 12）年前後に大きな増加があるが、その一部は 2000 年に始まった「特定調停」（債務が返済できなくなるおそれのある債務者の経済的再生を図るための手続。借金の返済方法などについて話し合う）の制度も関係している。2003（平成 15）年に 60 万件を超えた後は、特定調停事件の減少とともに急激に減っている。この背景には、特定調停の成立率が低かったことに加えて、グレーゾーン金利の廃止（本書 126 頁参照）による多重債務者の減少や、債務整理を扱う弁護士の増加などがあると考えられている。

【図 2-4-1】 民事調停新受件数の経年変化（1965 年以降）〔司法統計年報より〕



## (2) 家事調停

### ・制度の概要

家事調停では、民事調停と同じく、裁判官 1 名と調停委員 2 名（男女 1 名ずつとすることが多い）によって構成される調停委員会が、当事者間での合意を目指して助言やあっせんを行う。2025（令和 7）年 4 月現在の家事調停委員の員数は 11,483 人であり、うち 2,914 人は民事調停委員に併任されている（日本調停協会連合会ウェブサイトによる）。

家事調停には、家事審判手続法の別表第 2 に基づく「別表第 2 調停」のほか、「特殊調停」、「一般調停」がある。

別表第 2 調停の対象の例として挙げられるのは、前述の婚姻費用分担、財産分与、親権者の指定や変更、遺産分割などである。現在は、「子の監護者の指定その他の処分」、「婚姻費用の分担」、「遺産の分割に関する処分など」の順で件数が多くなっている。

特殊調停の対象は、婚姻の無効・取消し、協議離婚の無効確認、嫡出否認、認知、親子関

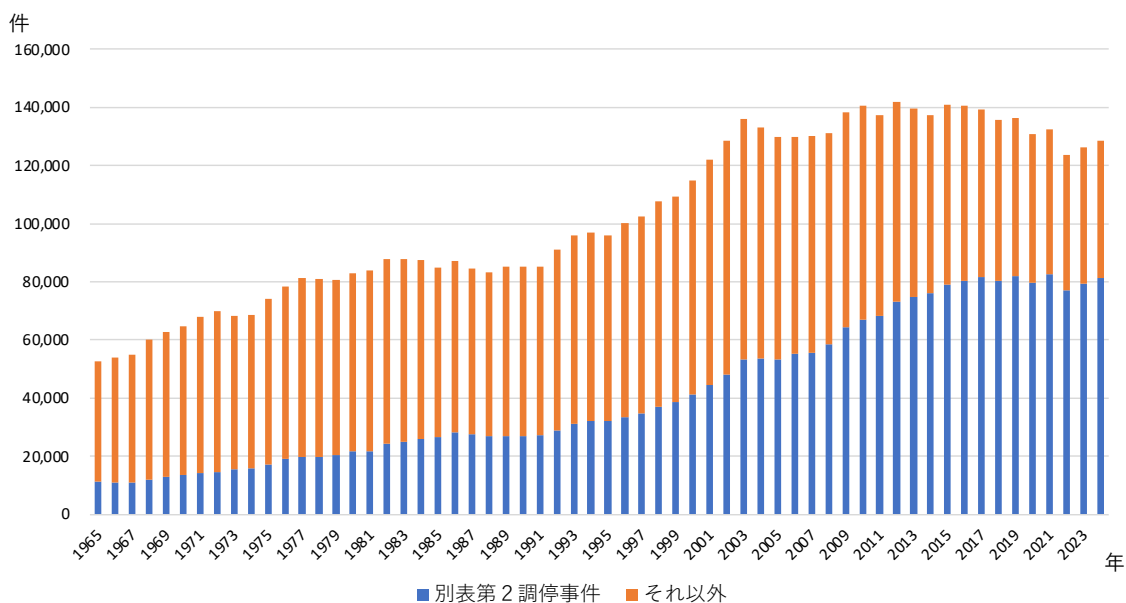
係不存在確認などである。これらは人事訴訟で扱われる事項だが、調停前置主義がとられているため（家事事件手続法 257 条 1 項）、まずこの調停手続を経る必要がある。調停手続において、審判を受けることについて当事者間に合意が成立し、原因事実に関する争いがない場合には、家庭裁判所は一定の条件のもとで「合意に相当する審判」を行う（家事事件手続法 277 条 1 項）。調停が不成立の場合や合意に相当する審判ができなかった場合は、人事訴訟を提起できる。

一般調停の対象は、別表第 2 調停と特殊調停が対象とする事項を除いたものである。離婚・離縁、慰謝料請求、夫婦関係の調整などが例として挙げられる。

### ・利用状況

【図 2-4-2】は、1965 年（昭和 40）以降の家事調停の新受件数の変化を示したグラフである。2024（令和 6）年の別表第 2 調停事件は 8 万 1191 件、それ以外の家事調停事件は 4 万 7281 件で、総数は 12 万 8472 件となっている。別表第 2 審判事件と同様、別表第 2 調停事件は 20 年前と比べると倍近くに増えているが、その他の家事調停事件は緩やかに減ってきている。

【図 2-4-2】家事調停新受件数の経年変化（1965 年以降）〔司法統計年報より〕



家事調停に関する法社会学の研究の例として、原田綾子「家族関係の再編成の観点から見た家事調停の現状と課題——未成年の子がいる夫婦の離婚事件の処理に焦点を当てて」（家族社会学研究 29 卷 1 号，2017 年）が挙げられる。